

Japan Tax Newsletter (国際税務)

デロイトトーマツ税理士法人

2016年12月12日号

【速報】平成29年度税制改正大綱における外国子会社合算税制の改正

インターナショナル タックス サービス パートナー 結城 一政
シニアマネジャー 戸崎 隆太

平成28年12月8日、与党より平成29年度税制改正大綱¹(以下「大綱」)が公表された。

本ニュースレターでは、本大綱のうち日系企業にとって最も影響の大きいと考えられる外国子会社合算税制(いわゆるタックスヘイブン対策税制)についての税制改正の内容、また、これに伴う実務上の影響および日系企業が本改正に対して今後取り組むべき行動について解説を行う。

1 改正の背景

「外国子会社合算税制」とは、(現行法においては軽課税国に所在する)外国子会社を利用した租税回避行為を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度である。

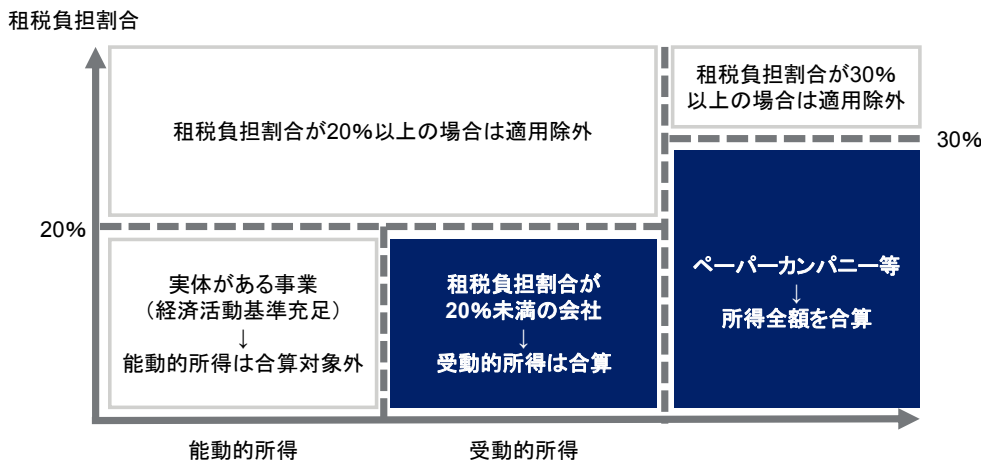
しかし、現行制度においては、外国子会社の税負担水準が20%(トリガー税率)以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算されず申告も求められない一方(Under Inclusion)、実体ある事業から得た所得であっても合算されてしまう場合(Over Inclusion)についての問題が指摘されていた。

そこで、大綱においては、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との「BEPS²プロジェクト」の基本的考え方を踏まえ、経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象とする一方で、実体ある事業からの所得であれば、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外とする制度改正が試みられている。

¹ 「平成29年度税制改正大綱」は与党の[ウェブサイト](#)をご覧ください。

² Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転

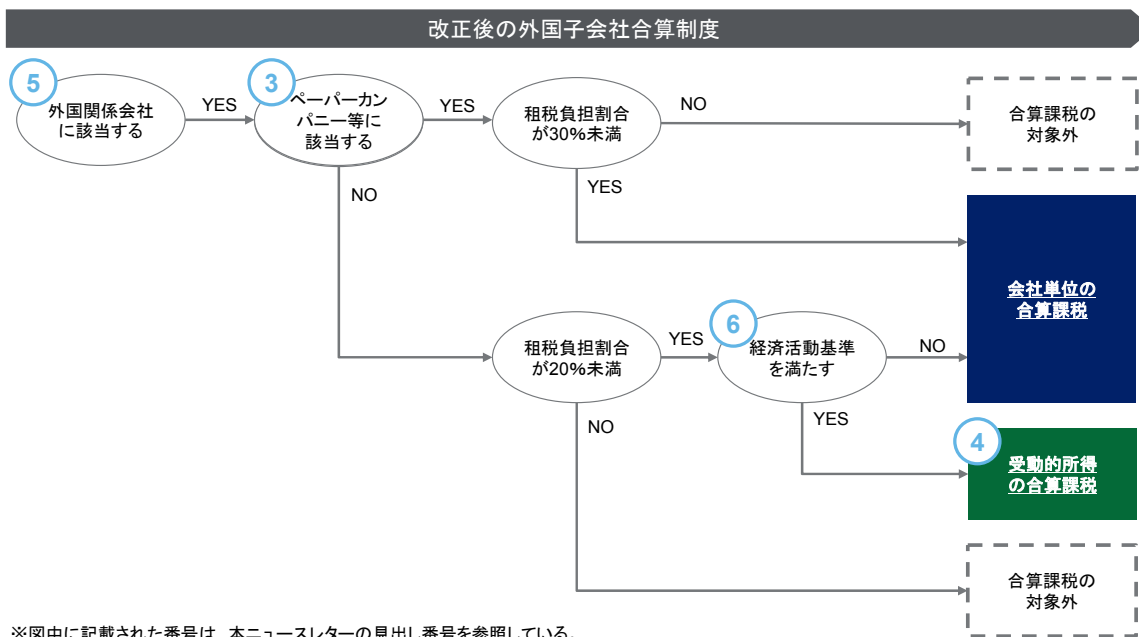
大綱により示された改正後の制度における合算対象所得のイメージを図示すると、以下のとおりである。



2 改正後の制度の概観

現行法の子会社の租税負担割合や会社全体の事業実体の有無といった「会社の外形」によって判断するアプローチ (Entity approach) に加え、個々の所得の内容や稼得方法といった「所得の内容」に応じて把握するアプローチ (Income approach) の要素を加えたものとなっている。

改正後の外国子会社合算制度の判定のイメージ図は、下表のとおりとなる³。



※図中に記載された番号は、本ニュースレターの見出し番号を参照している。

以下では、このうち、特に重要と考えられる項目について実務上の影響を踏まえながら概括する。

3 特定の外国関係会社(ペーパーカンパニー等)に対する課税の導入

(1) 大綱の内容

現行制度では、外国子会社の租税負担割合がトリガー税率(20%)以上であれば、十分な税負担がされているものとして合算課税の対象とはならなかったが、改正後は、いわゆる「ペーパーカンパニー」、「事実上のキャッシュボックス」および「ブラックリスト国所在法人」については、会社単位の合算課税の対象とされる。

³ 大綱上、租税負担割合基準(トリガー税率)は廃止されることとされているが、会社単位または受動的所得の合算課税の対象となるか否かの判断基準として租税負担割合を基準とした適用免除制度が導入されており、実質的に存置されることになる。

ただし、当該外国関係会社の当該事業年度の租税負担割合が 30%以上である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除される。

それぞれの具体的な定義については以下のとおりである。

① ペーパーカンパニー

次に掲げる要件のいずれも満たさない外国関係会社

- **実体基準**: その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している(保険業を営む一定の外国関係会社にあつては、これらを有している場合と同様の状況にある場合を含む。)こと
- **管理支配基準**: その本店所在地国においてその事業の管理、支配および運営を自ら行っている(保険業を営む一定の外国関係会社にあつては、これらを自ら行っている場合と同様の状況にある場合を含む。)こと

② 事実上のキャッシュボックス

a 金融子会社等⁴以外

次の(a)および(b)のいずれも満たす外国関係会社

- (a) $\frac{\text{下記 4(1)①部分合算課税対象所得のうち、k 以外の所得の合計額}}{\text{総資産の額}} > 30\%$
- (b) $\frac{\text{有価証券、貸付金および無形固定資産等の合計額}}{\text{総資産の額}} > 50\%$

b 金融子会社等

次の(a)および(b)のいずれも満たす外国関係会社

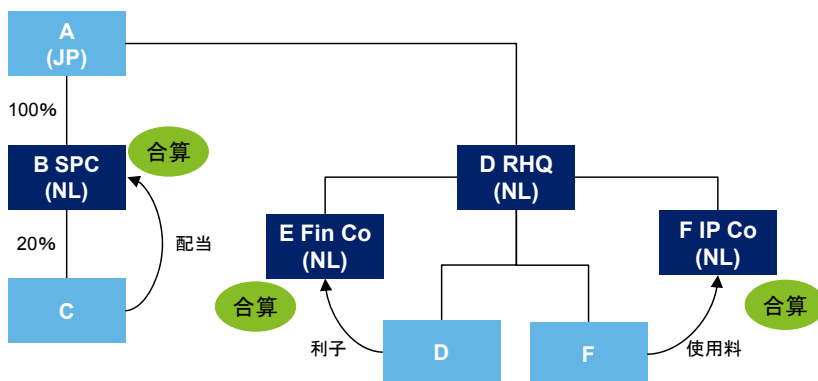
- (a) $\frac{\text{次のいずれか大きい金額}}{\text{総資産の額}} > 30\%$
- 以下 4(1)②金融子会社等に係る部分合算課税対象金額のうち a に掲げる所得
 - 以下 4(1)②金融子会社等に係る部分合算課税対象金額のうち b から d に掲げる所得の合計額
- (b) $\frac{\text{有価証券、貸付金および無形固定資産等の合計額}}{\text{総資産の額}} > 50\%$

③ ブラックリスト国所在法人

租税に関する情報の交換に非協力的な国または地域として財務大臣が指定する国または地域に本店等を有する外国関係会社

(2) 実務上の影響

現行法において制度適用対象外であった、租税負担割合が 20%以上の国(例:オランダ)を経由したマイノリティ投資、知的財産の管理、グループファイナンス等について、大きな影響が生じる可能性がある。



⁴ 本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業または保険業を営む外国関係会社で、本店所在地国においてその役員または使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等の要件を満たすもの。

現行制度上においては、上図のB、EおよびF社の租税負担割合が20%以上であるため、特定外国子会社等には該当せず、合算課税は生じていなかった。本改正により、B、EおよびFがペーパーカンパニー等に該当する可能性があり、その場合、会社単位の合算課税が適用され、B、EおよびF社の所得の全額が合算課税されることになる。

改正後においては、ペーパーカンパニー等として合算課税の対象となる可能性がある海外関係会社の洗い出しを行い、必要に応じてリスク軽減のための再編を検討することが必要となる。また、M&Aにより海外の事業会社の買収を検討する場合には、買収先のグループ会社にペーパーカンパニー等に該当する法人が存在していないかの分析が必要となると考える。

4 部分合算課税所得(受動的所得)

(1) 大綱の内容

大綱におけるもう一つの大きな特徴として、資産性所得が受動的所得として改められ、課税対象を大幅に拡大したことにある。ペーパーカンパニー等に該当しない外国関係会社で、経済活動基準をすべて満たしている場合においても、租税負担割合が20%未満のときは、受動的所得について合算課税の対象となる。

現行制度の資産性所得と大綱における受動的所得の比較は下表のとおり。

| 現行制度の資産性所得の範囲 | 注 | a. 改正後の受動的所得の範囲 | 注 |
|-----------------------------------|---|---|---|
| 債券の利子 | ※ | a. 利子 | ◎ |
| 債券の償還差益 | ※ | b. 配当等(25%以上の配当等の一定のものを除く) | ◎ |
| 持株割合10%未満の株式等に係る配当 | ※ | c. 有価証券の貸付けの対価 | ◎ |
| | | d. 有価証券の譲渡損益 | ◎ |
| 持株割合10%未満の株式等の譲渡益 | ※ | e. デリバティブ取引損益 | ◎ |
| 債券の譲渡益 | ※ | f. 外国為替差損益 | ◎ |
| - | | g. 上記aからfまでに掲げる所得を生ずべき資産から生ずるこれらの所得に類する所得 | ◎ |
| - | | h. 有形固定資産の貸付けの対価 | |
| 船舶・航空機の貸付けの対価 | | i. 無形資産等の使用料 | |
| 特許権等の使用料 (自己開発等一定のものに係る使用料を除く) | | j. 無形資産等の譲渡損益 | |
| - | | k. 総資産等に比して根拠性の希薄な異常所得 | |
| - | | | |
| - | | | |

上記※の所得については、事業(株式保有業等の特定事業を除く)の性質上重要で欠くことのできない事業から生じたものは合算対象から除外。

上記◎の所得については、一定の要件を満たす金融子会社等については合算対象から除外。

それぞれの内容は、以下のとおりである。

① 金融子会社等以外

a 利子

ただし、次の利子については、対象から除外される。

- 本店所在地国においてその役員または使用人が金銭の貸付け等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等の要件を満たす外国関係会社が関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子
- 上記(a)の要件を満たす外国関係会社の関連者等である他の外国関係会社が上記(a)の要件を満たす外国関係会社に対して行う金銭の貸付けによって得る利子
- 本店所在地国の法令に準拠して貸金業を営む外国関係会社で、本店所在地国においてその役員または使用人が貸金業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等の要件を満たすものが金銭の貸付けによって得る利子
- 外国関係会社が行う事業に係る業務の通常の過程で得る預金利子
(筆者注)今後、上記にある「通常の」の定義が通達等において明確化されることが期待される。

b 配当等

持分割合 25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等(その支払を行う法人において損金算入される配当等を除くものとし、主たる事業が化石燃料を採取する事業(その採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。)である外国法人でわが国が締結した租税条約の相手国に化石燃料を採取する場所を有するものから受ける配当等にあっては、持分割合要件を 10%以上)については、対象から除外される。

(筆者注)10%の軽減措置は、あくまでも化石燃料および租税条約締結国に限定されている点に留意が必要と考える。

c 有価証券の貸付けの対価

d 有価証券の譲渡損益

ただし、持分割合 25%以上等の要件を満たす法人の株式等に係る譲渡損益については、対象から除外される。

e デリバティブ取引損益

ただし、次のデリバティブ取引損益については、対象から除外される。

■ ヘッジ目的で行われることが明らかなデリバティブ取引等に係る損益

■ 本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引業またはこれに準ずる事業を行う外国関係会社で、本店所在地国においてその役員または使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等の要件を満たすものを行うこれらの事業から生ずる商品先物取引等に係る損益

f 外国為替差損益

ただし、外国関係会社が行う事業(外国為替相場の変動によって生ずる差額を得ることを目的とする事業を除く。)に係る業務の通常の過程で生ずる外国為替差損益については、対象から除外される。

g 上記 a から f までに掲げる所得を生ずべき資産から生ずるこれらの所得に類する所得

ただし、ヘッジ目的で行われることが明らかな取引に係る損益については、対象から除外される。

h 有形固定資産の貸付けの対価

ただし、次の対価については、対象から除外する。

■ 主として本店所在地国において使用に供される有形固定資産等の貸付けによる対価

■ 本店所在地国においてその役員または使用人が有形固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等の要件を満たす外国関係会社が行う有形固定資産の貸付けによる対価

i 無形資産等の使用料

ただし、外国関係会社が自己開発した無形資産等および外国関係会社が相当の対価を支払って取得し、または使用許諾を得た上で一定の事業の用に供している無形資産等に係る使用料については、対象から除外される。

(筆者注)ここにおいて、現行法の特許権等の工業所有権における使用料ではなく、「無形資産等の使用料」と範囲が拡大されている点が重要と思われる。

j 無形資産等の譲渡損益

ただし、外国関係会社が自己開発した無形資産等および外国関係会社が相当の対価を支払って取得し、または使用許諾を得た上で一定の事業の用に供している無形資産等に係る譲渡損益については、対象から除外される。

k 外国関係会社の当該事業年度の利益の額から上記 a から j までに掲げる所得種類の所得の金額および所得控除額(外国関係会社の総資産の額、減価償却累計額および人件費の額の合計額に 50%を乗じて計算した金額)を控除した残額に相当する所得

(筆者注)これは超過利潤ないしは異常所得として、一定の水準を超える所得については、所得種類にかかわらず、受動的所得とみなすというものであり、移転価格のアプローチともいえ、固定資産や人員をそれほど持たない一定の業種においては、注意が必要なものと考えられる。

② 金融子会社等

下記 a の金額と、b から e の合計額のうち、いずれか大きい金額

a 金融子会社等の異常な水準の資本に係る所得

b 上記①h(有形固定資産の貸付けの対価)

c 上記①i(無形資産等の使用料)

d 上記①j(無形資産等の譲渡損益)

e 上記①k(超過利潤ないし異常所得)

部分合算課税所得についても欠損金の制度が設けられ、金融子会社等以外については、①d から g までおよび j の所得について、金融子会社等については、②d の所得について欠損の金額がある場合は、繰越控除の対象とされる。

(2) 実務上の影響

現行の適用除外基準または改正後の経済活動基準を充足する法人に対する課税は実質的に強化されることとなると考える。例えば、シンガポール、香港といった低税率国に地域統括会社を設置してアジア各諸国へ投資している日系企業は、その地域統括会社の所得の内容を見直す必要があると考える。特に、25%未満の株式に係る配当や譲渡益、グループファイナンスに係る利子、デリバティブ取引に係る損益や為替差損益等は、多くの統括会社においてJV投資や資金運用等のビジネス上取り扱われているものも多く、大綱を基礎とした改正における制度の詳細について、注視が必要である。

(筆者注)なお、ここ数年の改正で税率引下げにおいて注目を浴びていた、欧州での統括会社所在地としての代表例である英国は、平成29年4月より法人税率が19%に引き下げられ、同様の問題が生じるため、同様に検討が必要になると考える。

5 実質支配基準の導入

(1) 改正の内容

資本関係はないものの、契約関係等により子会社を支配しているケースに対応するために、外国関係会社の判定上、実質支配基準が導入される。

具体的には、居住者または内国法人と外国法人との間に、その居住者または内国法人がその外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係がある場合には、その外国法人は、その居住者・内国法人にとつての外国関係会社とされる。

(2) 実務上の影響

外国子会社合算制度導入時には、支配関係については、株式等の保有のみでなく、貸付金や役員派遣などの形においても存在し得るが、これらを包括的に、かつ、正確に規定することは極めて困難であるため、資本関係に基づく支配関係に限定された経緯とされているが⁵、本改正により制度設立時の限定が排除され、本制度の租税回避防止措置としての側面がより際立つものになったともいえよう。

6 適用除外基準の経済活動基準への改組

(1) 改正の内容

現行制度上の「適用除外基準」が「経済活動基準」へ改組され、各基準に関して以下の改正が行われる。一定業種に係る緩和措置が主な改正内容であり、大きな改正はここにおいては見受けられない。

① 事業基準

航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうち、本店所在地国においてその役員または使用人が航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等の要件を満たすものについては、事業基準を満たすものとされる。

② 実体基準および管理支配基準

保険業法に相当する本店所在地国の法令の規定による免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社(以下「保険委託者」)の実体基準および管理支配基準の判定について、その外国関係会社のその免許の申請等の際にその保険業に関する業務を委託するものとして申請等をされた者で一定の要件を満たすもの(以下「保険受託者」)が実体基準または管理支配基準を満たしている場合には、その外国関係会社は実体基準または管理支配基準を満たすものとされる。

③ 所在地国基準

製造業を主たる事業とする外国関係会社のうち、本店所在地国において製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められるものの所在地国基準の判定方法について、所要の整備が行われる。

(筆者注)内容からは、かつて当該税制の適用対象とする多くの判例を生じる結果となった中国の来料加工のように、製造の主導的立場と製造行為が異なる場所であるケースについての救済措置がなされるものと推測される。

④ 非関連者基準

- 非関連者との間で行う取引の対象となる資産、役務その他のものが、関連者に移転または提供されることがあらかじめ定まっている場合には、その非関連者との間の取引は、関連者との間で行われたものとみなして非関連者基準の判定を行う等の見直しが行われる
- 保険業を主たる事業とする外国関係会社が保険受託者に該当する場合における非関連者基準の判定について、その外国関係会社がその外国関係会社に係る保険委託者との間で行う取引は関連者取引に該当しないものとされる
- 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社については、非関連者基準を適用することとされる

(2) 実務上の影響

LCC(ローコストキャリア: 格安航空会社)が急増する中、高い成長性が見込まれる航空機リース事業だが、同事業の展開上、日本の税制がボトルネックとの指摘がされていた。換言すれば、現行の外国子会社合算制度上、航空機リース事業は、事業基準を満たさないことが明記されており、例えば、アイルランドにおける航空機リース事業を行う子会社は、合算課税の対象となっていた。主要国における類似制度では、経済合理性を持った航空機リース事業は適用除外とされており、我が国航空機リース事業は国際的に不利な競争条件を強いられているとの批判があったことに対応するものである。

7 その他の重要な改正点

(1) 書類等の提出等(要件充足回避防止)

上述の「経済活動基準」または「ペーパーカンパニーの適用除外要件」の判定上、国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が経済活動基準を満たすことまたは当該要件を満たすことを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は経済活動基準または当該要件を満たさないものと推定される。

(2) 外国関係会社の判定

外国関係会社の判定における間接保有割合について、内国法人等との間に50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係がある外国法人の判定対象となる外国法人に対する持分割合等に基づいて算定することとする。

(筆者注)間接保有の判定方式が、従来の掛け算方式ではなく、組織再編税制における支配関係の判定に見られるような連鎖方式に改められるため、従来の適用対象範囲の見直しが必要となる。

(3) 化石燃料採取事業の特例

適用対象金額から控除する受取配当に係る持分割合要件(25%以上)について、主たる事業が原油、石油ガス、可燃性天然ガスまたは石炭(以下「化石燃料」)を採取する事業(その採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。)である外国法人でわが国が締結した租税条約の相手国に化石燃料を採取する場所を有するものから受ける配当等にあっては、10%以上とされる。

(筆者注)化石燃料採取事業においては、各種リスクの遮断、投資パートナーの意向の反映等の事業上の理由に基づいて、投資SPCを経由して資源国に投資するケースが多い。この場合、上記3のペーパーカンパニー等に対する課税により合算課税のリスクが生じることとなるが、配当等に対する合算課税の要件が緩和されることにより、そのリスクも一定程度軽減されることとなる。ただし、当該緩和は、日本が租税条約を締結している相手国に化石燃料を採取する場所を有するものに限定されているため、日本が租税条約を締結していない国(ペルー等)に対する投資については、注意が必要になると考える。

(4) 外国関係会社に係る財務諸表等の添付

内国法人は、次に掲げる外国関係会社に係る財務諸表等を確定申告書に添付しなければならないものとされる。

- 租税負担割合が20%未満の外国関係会社
- 租税負担割合が30%未満の外国関係会社(ペーパーカンパニー等に該当する外国関係会社に限る。)

(5) 適用開始時期

上記の改正は、外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

8 今、日系企業が何を検討すべきか

本大綱を受け、日系企業が検討すべきことの一例は以下のとおりと考えられる。多くの点において、日本本社を主体としてグローバルベースでのリスク管理、検討、指示、モニタリングが必要なものであり、検討すべき要素は多岐にわたると考える。

- 租税負担割合が20%以上であるとして従前特段モニタリングを行っていなかった会社のペーパーカンパニー等の該当有無についてスクリーニングおよび個別資料作成、継続的な日本本社へのリポーティングシステムの確立
- 租税負担割合が20%未満であったものの、適用除外基準を充足し、かつ、資産性所得が生じていなかった会社について、受動的所得の有無の確認(例えば、持株割合25%未満の株式に係る配当、グループファイナンスを行う会社における利子、デリバティブ取引損益、外国為替差損益、等)、継続的な日本本社へのリポーティングシステムの確立
- これらにより把握された潜在的リスクに基づくストラクチャーの見直し(例えば、同一国に実体のある会社とペーパーカンパニーが所在する場合これらの統合を検討、受動的所得の租税負担割合が20%以上である国に所在する子会社への移転を検討、等)
- これらにより把握された潜在的リスクに基づくビジネスモデルの見直し(例えば、継続的に受動的所得が生じざるを得ないビジネス、将来的に多額の受動的所得が生じると予見されるビジネスについて、その税適格性の高いビジネスモデルの検討、等)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1
新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

パートナー 鴛海 哲郎 tetsuro.oshiumi@tohatsu.co.jp

パートナー 河野 恵美 emi.kono@tohatsu.co.jp

パートナー 蜷川 義裕 yoshihiro.ninagawa@tohatsu.co.jp

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

パートナー 結城 一政 kazumasa.yuki@tohatsu.co.jp

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

パートナー 岡本 洋功 hironori.okamoto@tohatsu.co.jp

パートナー 野田 智司 satoshi.noda@tohatsu.co.jp

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

シニアマネジャー 川島 智之 tomoyuki.kawashima@tohatsu.co.jp

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited